

（１）大学・学科の設置理念

①大学

九州共立大学（以下、「本学」という。）の設置母体である学校法人福原学園（以下、「福原学園」という。）の教育活動の根幹を成す建学の精神は、創設者・福原軍造が掲げた「自律処行」である。昭和40（1965）年に開学した本学においても、この建学の精神「自律処行」を学是として教育研究活動を行ってきた。

「自律処行」に関して創設者は、まず「自律」について、「自分の志向や行為を道に照らして、その我儘不正を抑えることである」と解し、次に「処行」については、「是を以て聖人、無為の事を処し、不言の教を行う」（『老子』（2章））を典拠に「徳を以て事を断じ、知性に適った教を行うのを処行という。処行は絶対の徳で処し、絶対の道を行うことである」と意味付けている。そして「自律処行」の意味を「自らの良心に随い、事に処し善を行う」とまとめ、時代の趨勢や社会の状況に応じて「自律処行」の理解を深化させ柔軟に解釈してきた。

「自律処行」は、福原学園の各設置校の建学の精神として教育活動の根幹を支えてきたが、福原学園創立60周年（平成19（2007）年）を機に、在学生・教職員に建学の精神の浸透をより一層図るため、意味を「自らの良心に従い、事に処し善を行う」に統一した。

本学の使命・目的は、本学学則第1条に明示されているとおり、「教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「自律処行」に基づいて、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開し、もって人格の完成をめざし健全な国民を育成すること」にある。さらに、本学学則第1条の2において、「本学は、建学の精神「自律処行」、すなわち自らの良心に従い事に処し善を行うことを学是とし、この学是に則り、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる人材を育成する。」と人材育成方針を定めている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

スポーツ学部スポーツ学科

本学の使命・目的に基づき、本学学則第3条の4においてはスポーツ学部の人材養成および教育研究上の目的として、「学是「自律処行」の精神に基づき、幅広い教養と専門性を有し、自己理解を基に、他者との協調性、寛容性、社会性、コミュニケーション能力を備えた、リーダーシップの取れる人材を養成することを目的とする。」と定めている。

また、スポーツ学科の教育目標は、「スポーツ分野に関する多様な専門知識を身につけ、的確な判断力と高い徳性を有するスポーツ指導者・健康づくり指導者を養成する」と定めている。この教育目標の下に、スポーツ学科は、スポーツ指導者・健康づくり指導者として、実社会で必要となる教養、および専門分野の知識・技能を身に付け、適切な企画・計画力、的確な判断力を有し、それらを実践できる適切な人材の養成を目的とする。

スポーツ学部こどもスポーツ教育学科

本学の使命・目的に基づき、本学学則第3条の4においてはスポーツ学部の人材養成および教育研究上の目的として、「学是「自律処行」の精神に基づき、幅広い教養と専門性を有し、自己理解を基に、他者との協調性、寛容性、社会性、コミュニケーション能力を備えた、リーダーシップの取れる人材を養成することを目的とする。」と定めている。スポーツ学部では、人材養成および教育研究上の目的のもと、中学校および高等学校の保健体育科の教員養成を行い、これまでに多くの教員を輩出してきた。一方、近年では、小学校において教科担任制が導入されるととも

に、音楽や体育といった特殊教科に精通した小学校教員が求められている。また、スポーツ学部の卒業生の中には、中学校・高等学校の教員免許を取得して卒業した後、通信教育により小学校教員免許を取得する卒業生も一定数存在する。そこで、本学は、これまでスポーツ学部において行ってきた中学校・高等学校の保健体育科の教員養成を維持しつつ、小学校の教員養成に特化した学科としてこどもスポーツ教育学科を新たに設置する。こどもスポーツ教育学科の教育目標は、「児童・生徒に対する教育の専門知識を身につけ、スポーツの文化に関する幅広い知識を基盤とした確かな実践力と高い適応性を有する教育者・支援者を養成する」と定め、所属する学生全員が小学校教員を目指すよう学則において「スポーツ学部こどもスポーツ教育学科に在籍する者は、原則として小学校教諭一種免許状を取得しなければならない。」【本学学則第30条第4項】と定めている。

この教育目標の下に、こどもスポーツ教育学科は、教育者・支援者としてのコミュニケーション能力を身に付け、多様化・複雑化する学校現場における問題解決能力を備えた人材の養成を目的とする。さらに、本学科は、小学校・中学校・高等学校の教員を養成する教育課程を編成することにより、学校種を超えた教育の実践力と適応性を身に付けた教員を育成することを可能とする。小一種免に加え中高一種（保健体育）を目指す学生の履修指導は、当該免許取得を希望する学生に対して行うこととする。その際、小一種免と中高一種の履修科目が異なること、履修科目が増加すること等、学習負担の増加を予め説明の上、履修ミス为了避免するため履修ガイダンス、履修ガイド等により細かく履修指導を行う。

（２）教員養成の目標・計画

①大学

本学の教員養成に対する理念は、本学の学是である「自律処行」の精神に基づき、これからの時代を担う子ども達一人ひとりの健全な成長と自己実現に寄与し、さらにこれからの日本社会の教育の向上に貢献しようとするところにある。この「自律処行」の目指しているところは「規律」「勤労」「礼儀」の三つの徳目から発し、「自らの良心に従い、事に処し善を行う」ことを意味している。この「自律処行」を基礎にして、本学では教員を目指す学生の教育活動に邁進しているところである。

また、本学における教員養成については、本学の教育理念に基づき、専門的・総合的な知識・技能を基盤として、小学校教員、中学校教員および高等学校教員として必要な力量形成を図りつつ、児童・生徒達の人生観・世界観を涵養することである。このことから、教員を志す学生への指導については、教育職という重みを十分に理解させ、専門性、総合的な人間力を兼ね備え、豊かなコミュニケーション能力や教育的・社会的問題解決能力を育むことができる教員を養成することに主眼を置いている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

スポーツ学部スポーツ学科

スポーツ学科では、大学全体の教育理念に基づき、体育・スポーツ科学および保健衛生学領域の専門的・総合的な知識・技能を基盤とし、教員として必要な力量形成を図りつつ、「常に自らの良心に則って生き、事に処するにあたっては徳をもって善を行う」という精神を教育現場に実現することをもって、児童・生徒達の道徳性を育むとともに「生きる力」を特にその社会性という側面から育成し、児童・生徒一人ひとりの成長と自己実現ならびに日本社会の発展に寄与する人材の育成を目指す。

さらに、学校において児童・生徒の心身の健康の維持増進を支援する力や教職に対する強い情熱と教員としての専門性、総合的な人間力を兼ね備え、豊かなコミュニケーション能力、社会的問題解決能力を育むことができる教員を育成することこそ、本学スポーツ学部スポーツ学科における教員養成の理念である。

スポーツ学部こどもスポーツ教育学科

こどもスポーツ教育学科では、大学全体の教育理念に基づき、初等・中等教育に関する専門的知識とスポーツの文化に関する幅広い知識を基盤とし、小学校・中学校・高等学校の教員として必要な力量形成を図りつつ、「常に自らの良心に則って生き、事に処するにあたっては徳をもって善を行う」という精神を教育現場に実現することをもって、児童・生徒達の道徳性を育むとともに「生きる力」を特にその社会性という側面から育成し、児童・生徒達一人ひとりの成長と自己実現ならびに日本社会の発展に寄与する人材の育成を目指す。さらに、学校現場における様々な問題を適切に捉え、児童・生徒に寄り添う姿勢と教員としての専門性、総合的な人間力を兼ね備え、豊かなコミュニケーション能力や社会的問題解決能力を育むことができる教員を育成することこそ、本学スポーツ学部こどもスポーツ教育学科における教員養成の理念である。

(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

スポーツ学部スポーツ学科

養護教諭一種免許状

保健体育審議会答申（昭和47年）では、養護教諭の役割について、「専門的立場からすべての児童・生徒の保健及び環境衛生の実態を的確に把握し、疾病や情緒障害、体力、栄養に関する問題等、心身の健康に問題をもつ児童生徒の指導に当たり、また、健康な児童生徒についても健康の増進に関する指導のみならず、一般教員の行う日常の教育活動にも積極的に協力する役割を持つものである。」としている。さらに、保健体育審議会答申（平成9年）において、養護教諭の新たな役割として、養護教諭によるヘルスカウンセリング（健康相談活動）が一層重要な役割であると示している。また、「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」（中央教育審議会答申、平成17年）では、近年の子どもの育ちの現状について、「基本的な生活習慣や態度が身に付いていない」、「他者とのかかわりが苦手である」、「自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない」、「運動能力が低下している」などの課題が指摘されている。本学科は、「アスリートマネジメントコース」「スポーツ政策コース」「スポーツトレーナーコース」および「スポーツ教育コース」の4コースから編成されている。「スポーツトレーナーコース」においては、スポーツ医学の知見を基盤として、スポーツアスリートの健康管理等のサポートを行うスポーツトレーナーを育成している。また、「スポーツ教育コース」においては、中学校および高等学校の保健体育科教員を養成している。これまで、スポーツ医学の知見を基盤とした「スポーツトレーナーコース」の教育・研究や、多くの保健体育科教員を養成・輩出してきた「スポーツ教育コース」の教育・研究をはじめとして、本学科において教育および研究の実績を積んできた。これらの実績をふまえ、「スポーツ教育コース」において、近年増加傾向である精神面に不安を抱えた児童・生徒を支援するとともに、子どもの運動能力の向上や心身の健康の維持増進に資するため、養護教諭養成課程に必要な学校保健学、基礎医学および看護学に関する知識・技能を修得させる科目を配置し、保健体育やスポーツ医学に関する専門的知識を有する養護教諭を養成する意義は大きいと考えられる。さらに、学校保健学や看護学を専門とする専任教員を配置するとともに、病院実習を通して学

生に実践力を修得させる教育課程を編成することで、学生の知識や実践力を高め、即戦力を有する養護教諭を養成・輩出することが期待される。

以上のとおり、本学科は、養護教諭を養成するに相応しいと判断されることから、本学科に養護教諭養成課程を設置することを申請するものである。

スポーツ学部こどもスポーツ教育学科

小学校教諭一種免許状

小学校学習指導要領では、「小学校教育の基本と教育課程の役割」として、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、児童に生きる力を育むことを目指すものとし、生きる力を育むことを目指すにあたっては、育成すべき資質・能力の3つの柱として、「(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。」、「(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。」および「(3) 学びに向かう力、人間性等を涵（かん）養すること。」が挙げられている。子どもを取り巻く環境が変化している現代における「小1プロブレム」や「中1ギャップ」といった教育接続の課題や子どもの体力・運動能力の低下といった子どもの発達に関する課題に関して、「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（中央教育審議会答申、令和3年）においても義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築が必要であると示されている。そこで、本学は、学校現場が抱える課題を解決するとともに、学校や地域社会のニーズに応えるべく、「体育に強い」小学校教員の養成を主とする学科を新たに設置することとした。「体育に強い」小学校教員を養成するため、教育課程を「児童教育科目」「スポーツ教育科目」「スポーツ実技科目」で構成し、児童教育ならびにスポーツ教育について体系的に学ぶことを可能とする。また、教員としての実践力、応用力を養うために学生サポーター派遣制度や小学校や中学校における学生ボランティア活動を積極的に取り入れる予定である。さらに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、教育実習後に自身の不足している授業改善能力を補完することにより、実際に教員となった後にも、育成すべき資質・能力の3つの柱を踏まえ、児童一人ひとりの特性に応じた指導を行うことが期待される。

以上のとおり、本学科の教育課程は小学校学習指導要領の趣旨に即し、小学校教諭一種免許状の取得に必要な専門的知識の修得に相応しいものであることから、本学科に当該教員養成課程を設置することを申請するものである。

中学校教諭一種免許状（保健体育）

中学校学習指導要領（保健体育）では、「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」を目標として掲げ、3つの育成目標を示している。本学科では、「学部共通科目」において子どもの発達やスポーツに携わる教育者や支援者、スポーツ指導者等に必要となるスポーツ学に関する基礎的な教育を展開するとともに、「スポーツ教育科目」および「スポーツ実技科目」において、体育実技の指導方法について理解を深め、かつ、実践力を身に付けることを可能とする教育を展開する。

以上のとおり、本学科の教育課程は中学校学習指導要領の趣旨に即し、中学校教諭一種免許状（保健体育）の取得に必要な専門的知識の修得に相応しいものであることから、本学科に当

該教員養成課程を設置することを申請するものである。

高等学校教諭一種免許状（保健体育）

高等学校学習指導要領（保健体育）では、「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」を目標として掲げ、3つの育成目標を示している。本学科では、「学部共通科目」において子どもの発達やスポーツに携わる教育者や支援者、スポーツ指導者等に必要となるスポーツ学に関する基礎的な教育を展開するとともに、「スポーツ教育科目」および「スポーツ実技科目」において、体育実技の指導方法について理解を深め、かつ、実践力を身に付けることを可能とする教育を展開する。

さらに、「スポーツ教育科目」および「スポーツ実技科目」に配置する科目においては、実践経験豊富な教員による授業を行い、確かな実践力を育むことを可能とする。

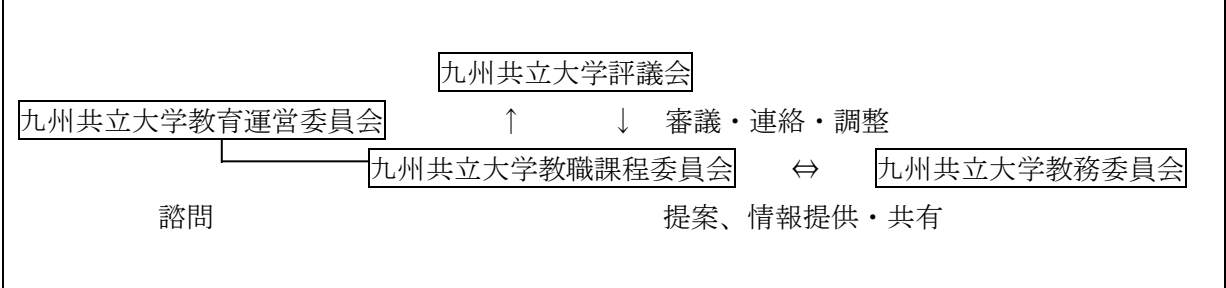
以上のとおり、本学科の教育課程は高等学校学習指導要領の趣旨に即し、高等学校教諭一種免許状（保健体育）の取得に必要な専門的知識の修得に相応しいものであることから、本学科に当該教員養成課程を設置することを申請するものである。

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

組織名称：	九州共立大学教職課程委員会
目的：	本学の教職課程の水準を維持・向上させていくため、教職課程に関する全学的事項を審議し、各学部、各研究科間の連携・調整を図る
責任者：	教務部長
構成員（役職・人数）：	委員会は、次の委員をもって構成する。 ① 教務部長 ② 教務副部長 ③ 経済・経営学科及びスポーツ学科の教科専門科目の担当者から学長が推薦する教育職員 ④ 教職専門科目の担当者から学長が推薦する教育職員 ⑤ 教務課長 ⑥ その他学等が認めた職員
運営方法：	九州共立大学評議会の下、九州共立大学教職課程委員会を設置し、全学的な情報共有により様々な課題について検討するとともに、学部との連携を図ることで高度な指導体制を確立する。また、教務課長を構成員とし事務との連携を図り教職課程のきめ細かな指導を行う。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



II. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

福岡県および下関地区の大学、短期大学および北九州市教育委員会で構成されている北九州地区大学教育実習連絡協議会において人事交流・意見交換を行っている。北九州地区大学教育実習連絡協議会は、年に一度、各大学の教育実習が終了した12月に開催され、当該年度に生じた問題点を構成員で共有する。また、北九州市内の学校長も協議会に参加し、教育実習のあり方について学校長の立場から指導助言が行われる。関係機関との連絡調整は、教職課程委員会の教員と教職課程担当職員で会議に出席し、各大学等が抱える諸問題について協議した結果を、教職課程委員会や事務局の会議の場において報告し、教職員間の問題意識の共有を図っている。

また、本学は「地域連携推進センター」のもと、北九州市（教育委員会を含む）・岡垣町（教育委員会を含む）・芦屋町（教育委員会を含む）・水巻町・公益財団法人北九州市スポーツ協会・北九州商工会議所と連携のための協定を締結し、地域密着型の地域連携事業を行っている。地域連携事業の運営にあたっては、地域連携推進センターのもとに設置している「地域連携協議会」・「地域連携推進事業評価委員会」に外部委員として各連携機関の方々に参加していただき、意見交換を行いながら地域連携事業の計画・実行・点検・評価のPDCAサイクルを念頭に置き実施している。

様式第7号イ

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称：	小学校における学校ボランティア活動
連携先との調整方法：	大学の科目担当教員がボランティア活動計画書を作成し、小学校校長へボランティアの受け入れを依頼する。その後、小学校教頭や教務主任と具体的な活動内容について打合せを行う。ボランティア期間中は必要に応じて大学教員と小学校教員間で連絡を取り合う。
具体的な内容：	学部の自由選択科目「学校体験活動」において、小学校における学校ボランティア活動を行っている。受講生は週に1日、小学校に出向き、現場での様々な需要に沿った活動を行っている。 具体的活動としては、授業補助や児童への学習支援、環境整備や行事進行の補助等である。ボランティア活動開始前に、児童生徒の人権や安全、発達過程、個人情報の守秘について事前指導を行っている。 ボランティア活動中は小学校教員が学生の活動の監督と安全管理を行っている。ボランティア活動終了後には、レポートや活動発表会を通して事後指導を行っている。

Ⅲ. 教職指導の状況

本学では、教育職員として「自律処行」の教育理念を体現しつつ日本社会に貢献できる人材を輩出すべく努力し、また、そのための具体的カリキュラムを構想して、教職を履修する学生の指導に全学的協力体制をもって臨む。 入学時より、様々な教員免許取得に係る情報提供を行っており、教員免許取得希望者に対しては、各学部の教職担当教員およびゼミ担当教員が中心となり、履修指導を含め様々な対応を行っている。また、九州共立大学教職課程委員会においても情報共有を行い、教職担当教員および事務局と連携を図り指導することで、教員免許取得希望学生の更なる質の向上に繋げている。

様式第7号ウ

＜こどもスポーツ教育学科＞（認定課程：小一種免）

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	・「現代国家と法(日本国憲法)」を通じて、人権および憲法に関する一般教養を学び、教育を受ける権利、人権に関する各種事項について教員に必要な基礎知識を学ぶ。 ・「教職論」を通じて、教師の意義および役割について学ぶとともに、教師としてのあり方について理解する。 ・「体育科教育概論」において、子どもに基本的な運動能力を獲得させることができる理論と指導技術を身に付ける。
	後期	・情報機器の操作に係る基礎科目を通して、引き続き、教員に必要な基礎知識を学ぶ。 ・「教育原論」において、教育の必要性や目的・理念、歴史等に関して基本的事項を理解する。 ・「国語科教育概論(書写を含む。)」等を通して、各教科に関する専門的事項に関する知識を修得し、小学校各教科の意味と内容・教材等について理解する。
2年次	前期	・外国語コミュニケーション、情報機器の操作に係る基礎科目を通して、引き続き、教員に必要な基礎知識を学ぶ。 ・「国語科指導法」等において、小学校各教科の意義を理解したうえで模擬授業を通じて実践的指導法を理解するとともに、実践力を身に付ける。 ・「教育制度論」において、教育を受ける意義や、学校制度の仕組みを理解する。また、家庭、地域、学校の連携を理解するとともに、学校管理下で発生する事件、事故および災害に対する危機管理や事故対応を含む学校安全を理解する。 ・「特別支援教育概論」を通して、様々な障害や貧困等により支援が必要な児童・生徒が学習意欲・達成感を持ちながら学び、生きる力を身につけられるように学習上・教育上の困難を理解するとともに、支援のあり方について学ぶ。 ・「理科教育概論」において、我が国の理科教育の課題、これからの理科教育の方向性について理解する。
	後期	・外国語コミュニケーションの基礎科目を通して、国際通用語としての英語を用い、最低限教員に求められる英語コミュニケーションの基礎を学ぶ。 ・「理科指導法」において、理科の実践的指導法を理解するとともに、模擬授業を通じて実践力を身に付ける。 ・「教育課程論」をとおして、小学校等において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラムマネジメントの意義を理解する。 ・「教育相談」を通して、発達段階に応じたカウンセリング技法を理解し、カウンセリングを行ううえでの基礎的な知識を身につける。 ・「児童英語概論」を通して、小学校における外国語活動・外国語の基本的な理解および第二言語習得に関する基本的事項について理解するとともに、英語を教える側としての教師の役割を理解し、小学校教員としての姿勢を理解する。 ・教職課程の科目ではないものの、小学校教員養成に関する科目の学修を通じて、専門的知識・技能を修得する。
3年次	前期	・「生活科指導法」等において、小学校各教科の実践的指導法を理解するとともに、模擬授業を通じて実践力を身に付ける。 ・「特別活動・総合的な学習の時間指導法」を通して、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の3つの視点と他の教員、地域や関係諸機関と連携した「チーム学校」の視点を持ち、特別活動の特質を踏まえた素養を理解する。小学校各教科以外の学内外での活動や総合的な学習の時間について内容を理解するとともに、実践的指導法を身に付ける。 ・「体力トレーニング論」を通して、体力の向上を目指したトレーニングの基礎的知識を学ぶとともに、実際のトレーニング状況を想定し、トレーニングメニューを作成する上での必要な基礎的能力を養う。 ・「生徒・進路指導」において、教育活動全体を通じ行われる生徒指導に必要な知識・技術を知り、他の教職員や関係機関と連携しながら組織的に実施することの重要性を理解する。 ・教職課程の科目ではないものの、「キャリアデザインⅠ」および小学校教員養成に関する科目の学修を通じて、職業としての教員の意義等を理解するとともに、教員以外の職業について理解し説明することができるようになる。
	後期	・「道徳教育指導法」を通して、道徳の理論および指導法に関する内容を理解する。特に初等教育においては、生きる上で基礎となる道徳的価値観の形成を育成する指導が大切であるため、模擬授業を通じて実践的内容を身に付ける。 ・「教育方法論(情報通信技術の活用を含む。)」において、これからの社会を担う子どもたちに求められる資質・能力を育成するための教育方法のあり方およびICT等の活用方法を理解し、基礎的な知識・技能を身に付ける。 ・「教育実習(小)」において、自らの考えを組み立て、自ら課題を発見し、解決に向けた方策を立案した上で教育実習に臨み、実践を通じて自らの課題を再認識したうえで教員としての素養を身につける。 ・教職課程の科目ではないものの、小学校教員養成に関する科目の学修を通じて、専門的知識・技能を修得する。 ・「教育実習事前事後指導(小)」により、教育実習の意義と目的を理解するとともに、学習指導案・指導計画を作成とそれに基づく授業運営等、教師としての専門性を深める。
4年次	前期	・3年次後期の教育実習を振り返り、教職への自覚を高め、教員採用試験合格に向けこれまでの総括を行う。
	後期	・「教職実践演習(小・中・高)」において、教職課程を通じて小学校教員としての資質・能力が身に付いたか、総合的に自己分析を行い、不足している資質・能力を補うための方策を考え、より良い小学校教員を目指すために、不断に学び続ける姿勢を養う。

様式第7号ウ（教諭）

<こどもスポーツ教育学科>（認定課程：小一種免）

（2）具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称				
		各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等	教科に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期					
1年次	前期	教職論	体育科教育概論		現代国家と法（日本国憲法）	
	後期	教育原論	国語科教育概論（書写を含む。）		情報処理演習Ⅰ	
			社会科教育概論			
			算数科教育概論			
			音楽科教育概論			
2年次	前期	国語科指導法	理科教育概論		英語コミュニケーションⅠ	
		社会科指導法			情報処理演習Ⅱ	
		算数科指導法				
		図画工作指導法				
		教育心理学				
		教育制度論				
		特別支援教育概論				
	後期	理科指導法	児童英語概論		英語コミュニケーションⅡ	キャリアアドバンス教員養成（初等）Ⅰ
		教育課程論				
		教育相談				
3年次	前期	生活科指導法			体カトレーニング論	キャリアデザインⅠ
		音楽科指導法				キャリアアドバンス教員養成（初等）Ⅱ
		家庭科指導法				水泳指導法
		体育科指導法				ダンス指導法
		児童英語指導法				
		特別活動・総合的な学習の時間指導法				
		生徒・進路指導論				
	後期	道徳教育指導法				キャリアデザインⅡ
		教育方法論（情報通信技術の活用を含む。）				キャリアアドバンス教員養成（初等）Ⅲ
		教育実習（小）				
	通年	教育実習事前事後指導（小）				
4年次	前期					
	後期	教職実践演習（小・中・高）				
	通年					キャリアアドバンス教員養成（初等）Ⅳ

様式第7号ウ

＜こどもスポーツ教育学科＞（認定課程：中一種免（保健体育））

(1) 各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	・「現代国家と法（日本国憲法）」を通じて、人権および憲法に関する一般教養を学び、教育を受ける権利、人権に関する各種事項について教員に必要な基礎知識を学ぶ。 ・「教職論」を通じて、教師の意義および役割について学ぶとともに、教師としてのあり方について理解する。 ・「体操（体づくり運動を含む。）」等を通して、目的に合った基本的な運動や競技の指導力を身に付けるとともに、教員としての実践力を高める。 ・「スポーツ運動学（運動方法学を含む。）」において、運動の学習に必要な不可欠な「身体知」という多様な能力について、運動学習や運動指導に役立つ実践的理論として理解を深める。 ・「解剖生理学」において、人体の構造や機能等について学び、効率の良いスポーツ活動を行うために必要となる基礎的な知識を身に付ける。 ・「救急処置」において、学校現場で発生した傷病に対する処置等について、病状や状況の判断に必要な知識と、各症状に対する救急処置、さらには救急時の適切な指導を理解する。
	後期	・情報機器の操作に係る基礎科目を通して、引き続き、教員に必要な基礎知識を学ぶ。 ・「教育原論」において、教育の必要性や目的・理念、歴史等に関して基本的事項を理解する。 ・「スポーツ心理学」等を通して、スポーツにおける心理的な問題やスポーツの社会的役割等について学び、スポーツが与える影響を理解する。
2年次	前期	・外国語コミュニケーション、情報機器の操作に係る基礎科目を通して、引き続き、教員に必要な基礎知識を学ぶ。 ・「水泳」等を通して、目的に合った基本的な運動や競技の指導力を身に付けるとともに、教員としての実践力を高める。 ・「教育制度論」において、教育を受ける意義や、学校制度の仕組みを理解する。また、家庭、地域、学校の連携を理解するとともに、学校管理下で発生する事件、事故および災害に対する危機管理や事故対応を含む学校安全を理解する。 ・「特別支援教育概論」を通して、様々な障害や貧困等により支援が必要な児童・生徒が学習意欲・達成感を持ちながら学び、生きる力を身につけられるように学習上・教育上の困難を理解するとともに、支援のあり方について学ぶ。 ・「保健体育科教育法Ⅰ」において、保健体育科教育の目的、内容、方法および評価等について理論的な学習と、学習指導要領に関する内容の理解を深めるとともに、保健体育科教員として実際の教育現場で授業を展開していく為に必要な資質を身に付ける。
	後期	・外国語コミュニケーションの基礎科目を通して、国際通用語としての英語を用い、最低限教員に求められる英語コミュニケーションの基礎を学ぶ。 ・「バレーボール」等を通して、目的に合った基本的な運動や競技の指導力を身に付けるとともに、教員としての実践力を高める。 ・「教育課程論」をとおして、小学校等において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラムマネジメントの意義を理解する。 ・「教育相談」を通して、発達段階に応じたカウンセリング技法を理解し、カウンセリングを行ううえでの基礎的な知識を身につける。 ・「学校体育のマネジメント」を通して、運動学習の指導におけるマネジメント理論および方法を理解し、マネジメント技術を身に付けるとともに、授業中の説明や安全管理、学習者の学習意欲促進のための演出（教材、教具、用具、器具等）のため、どのように計画すれば良いのか理解する。 ・「精神保健」において、心の仕組みの基礎を学び、現代社会に生きる子どもの精神保健を理解するための基礎知識とその背景となる臨床心理学についての理解を深める。 ・「保健体育科教育法Ⅱ」において、「保健体育科教育法Ⅰ」で学んだ理論をもとに、よい体育授業の実施の基礎的条件となる指導計画の作成のポイントを学習し、保健体育科の指導計画を作成できるようになる。
3年次	前期	・「ソフトボール・野球」を通して、目的に合った基本的な運動や競技の指導力を身に付けるとともに、教員としての実践力を高め、集団競技として積極的に他者との関わりを持てるようになる。 ・「特別活動・総合的な学習の時間指導法」を通して、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の3つの視点と他の教員、地域や関係諸機関と連携した「チーム学校」の視点を持ち、特別活動の特質を踏まえた素養を理解する。小学校各教科以外の学内外での活動や総合的な学習の時間について内容を理解するとともに、実践的指導法を身に付ける。 ・「体力トレーニング論」を通して、体力の向上を目指したトレーニングの基礎的知識を学ぶとともに、実際のトレーニング状況を想定し、トレーニングメニューを作成する上での必要な基礎的能力を養う。 ・「生徒・進路指導」において、教育活動全体を通じ行われる生徒指導に必要な知識・技術を知り、他の教職員や関係機関と連携しながら組織的に実施することの重要性を理解する。 ・「学校保健Ⅰ（学校安全を含む。）」において、「学校保健」および「学校安全」の性格を理解しつつ、「学校保健活動」の実践を計画することができる。 ・教職課程の科目ではないものの、「キャリアデザインⅠ」を通じて、職業としての教員の意義等を理解するとともに、教員以外の職業について理解し説明することができるようになる。
	後期	・「道徳教育指導法」を通して、道徳の理論および指導法に関する内容を理解する。特に初等教育においては、生きる上で基礎となる道徳的価値観の形成を育成する指導が大切であるため、模擬授業を通じて実践的内容を身に付ける。 ・「教育方法論（情報通信技術の活用を含む。）」において、これからの社会を担う子どもたちに求められる資質・能力を育成するための教育方法のあり方およびICT等の活用方法を理解し、基礎的な知識・技能を身に付ける。 ・「学校保健Ⅱ（小児保健を含む。）」において、「学校保健」および「小児保健」の性格を理解しつつ、「学校保健活動」の実践を計画することができる。
4年次	前期	・「教育実習Ⅰ（中・高）」「教育実習Ⅱ（中・高）」を通じて、これまでに学んできた理論を踏まえ、教職に必要な実践力を身に付ける。 ・「教育実習事前事後指導（中・高）」により、教育実習の内容を踏まえ、保健体育科教育の実践に関する各自の問題意識を明確にし、課題解決に向けた研究姿勢を身に付ける。
	後期	・「教職実践演習（小・中・高）」において、教職課程を通じて中学校教員としての資質・能力が身に付いたか、総合的に自己分析を行い、不足している資質・能力を補うための方策を考え、より良い中学校教員を目指すために、不断に学び続ける姿勢を養う。

様式第7号ウ（教諭）

<こどもスポーツ教育学科>（認定課程：中一種免（保健体育））

（2）具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称				
		各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等	教科に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期					
1年次	前期	教職論	体操（体づくり運動を含む。）		現代国家と法（日本国憲法）	
			陸上競技A			
			スポーツ運動学（運動方法学を含む。）			
			解剖生理学			
			衛生学及び公衆衛生学			
			救急処置			
	後期	教育原論	スポーツ心理学		情報処理演習Ⅰ	
			スポーツ社会学			
			スポーツ生理学			
2年次	前期	保健体育科教育法Ⅰ	水泳		英語コミュニケーションⅠ	
		教育心理学	ハンドボール		情報処理演習Ⅱ	
		教育制度論	器械運動			
		特別支援教育概論				
	後期	保健体育科教育法Ⅱ	バレーボール		英語コミュニケーションⅡ	学校体育指導演習
		教育課程論	剣道			
		教育相談	学校体育のマネジメント			
			精神保健			
3年次	前期	保健体育科教育法Ⅲ	ソフトボール・野球		体カトレーニング論	キャリアデザインⅠ
		特別活動・総合的な学習の時間指導法	学校保健Ⅰ（学校安全を含む。）			器械運動指導法（体づくり運動を含む。）
		生徒・進路指導論				
	後期	保健体育科教育法Ⅳ	テニス			キャリアデザインⅡ
		道徳教育指導法	学校保健Ⅱ（小児保健を含む。）			武道指導法
		教育方法論（情報通信技術の活用を含む。）				
4年次	前期					
	後期	教職実践演習（小・中・高）				
	集中	教育実習Ⅰ（中・高）				
		教育実習Ⅱ（中・高）				
	通年	教育実習事前事後指導（中・高）				

様式第7号ウ

＜こどもスポーツ教育学科＞（認定課程：高一種免（保健体育））

（1）各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	・「現代国家と法（日本国憲法）」を通じて、人権および憲法に関する一般教養を学び、教育を受ける権利、人権に関する各種事項について教員に必要な基礎知識を学ぶ。 ・「教職論」を通じて、教師の意義および役割について学ぶとともに、教師としてのあり方について理解する。 ・「体操（体づくり運動を含む。）」等を通して、目的に合った基本的な運動や競技の指導力を身に付けるとともに、教員としての実践力を高める。 ・「スポーツ運動学（運動方法学を含む。）」において、運動の学習に必要な不可欠な「身体知」という多様な能力について、運動学習や運動指導に役立つ実践的理論として理解を深める。 ・「解剖生理学」において、人体の構造や機能等について学び、効率の良いスポーツ活動を行うために必要となる基礎的な知識を身に付ける。 ・「救急処置」において、学校現場で発生した傷病に対する処置等について、病状や状況の判断に必要な知識と、各症状に対する救急処置、さらには救急時の適切な指導を理解する。
	後期	・情報機器の操作に係る基礎科目を通して、引き続き、教員に必要な基礎知識を学ぶ。 ・「教育原論」において、教育の必要性や目的・理念、歴史等に関して基本的事項を理解する。 ・「スポーツ心理学」等を通して、スポーツにおける心理的な問題やスポーツの社会的役割等について学び、スポーツが与える影響を理解する。
2年次	前期	・外国語コミュニケーション、情報機器の操作に係る基礎科目を通して、引き続き、教員に必要な基礎知識を学ぶ。 ・「水泳」等を通して、目的に合った基本的な運動や競技の指導力を身に付けるとともに、教員としての実践力を高める。 ・「教育制度論」において、教育を受ける意義や、学校制度の仕組みを理解する。また、家庭、地域、学校の連携を理解するとともに、学校管理下で発生する事件、事故および災害に対する危機管理や事故対応を含む学校安全を理解する。 ・「特別支援教育概論」を通して、様々な障害や貧困等により支援が必要な児童・生徒が学習意欲・達成感を持ちながら学び、生きる力を身につけられるように学習上・教育上の困難を理解するとともに、支援のあり方について学ぶ。 ・「保健体育科教育法Ⅰ」において、保健体育科教育の目的、内容、方法および評価等について理論的な学習と、学習指導要領に関する内容の理解を深めるとともに、保健体育科教員として実際の教育現場で授業を展開していく為に必要な資質を身に付ける。
	後期	・外国語コミュニケーションの基礎科目を通して、国際通用語としての英語を用い、最低限教員に求められる英語コミュニケーションの基礎を学ぶ。 ・「バレーボール」等を通して、目的に合った基本的な運動や競技の指導力を身に付けるとともに、教員としての実践力を高める。 ・「教育課程論」を通して、小学校等において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラムマネジメントの意義を理解する。 ・「教育相談」を通して、発達段階に応じたカウンセリング技法を理解し、カウンセリングを行ううえでの基礎的な知識を身につける。 ・「学校体育のマネジメント」を通して、運動学習の指導におけるマネジメント理論および方法を理解し、マネジメント技術を身に付けるとともに、授業中の説明や安全管理、学習者の学習意欲促進のための演出（教材、教具、用具、器具等）のため、どのように計画すれば良いのかを理解する。 ・「精神保健」において、心の仕組みの基礎を学び、現代社会に生きる子どもの精神保健を理解するための基礎知識とその背景となる臨床心理学についての理解を深める。 ・「保健体育科教育法Ⅱ」において、「保健体育科教育法Ⅰ」で学んだ理論をもとに、よい体育授業の実施の基礎的条件となる指導計画の作成のポイントを学習し、保健体育科の指導計画を作成できるようになる。
3年次	前期	・「ソフトボール・野球」を通して、目的に合った基本的な運動や競技の指導力を身に付けるとともに、教員としての実践力を高め、集団競技として積極的に他者との関わりを持てるようになる。 ・「特別活動・総合的な学習の時間指導法」を通して、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の3つの視点と他の教員、地域や関係諸機関と連携した「チーム学校」の視点を持ち、特別活動の特質を踏まえた素養を理解する。小学校各教科以外の学内外での活動や総合的な学習の時間について内容を理解するとともに、実践的指導法を身に付ける。 ・「体力トレーニング論」を通して、体力の向上を目指したトレーニングの基礎的知識を学ぶとともに、実際のトレーニング状況を想定し、トレーニングメニューを作成する上での必要な基礎的能力を養う。 ・「生徒・進路指導」において、教育活動全体を通じ行われる生徒指導に必要な知識・技術を知り、他の教職員や関係機関と連携しながら組織的に実施することの重要性を理解する。 ・「学校保健Ⅰ（学校安全を含む。）」において、「学校保健」および「学校安全」の性格を理解しつつ、「学校保健活動」の実践を計画することができる。 ・教職課程の科目ではないものの、「キャリアデザインⅠ」を通じて、職業としての教員の意義等を理解するとともに、教員以外の職業について理解し説明することができるようになる。
	後期	・「道徳教育指導法」を通して、道徳の理論および指導法に関する内容を理解する。特に初等教育においては、生きる上で基礎となる道徳的価値観の形成を育成する指導が大切であるため、模擬授業を通じて実践的内容を身に付ける。 ・「教育方法論（情報通信技術の活用を含む。）」において、これからの社会を担う子どもたちに求められる資質・能力を育成するための教育方法のあり方およびICT等の活用方法を理解し、基礎的な知識・技能を身に付ける。 ・「学校保健Ⅱ（小児保健を含む。）」において、「学校保健」および「小児保健」の性格を理解しつつ、「学校保健活動」の実践を計画することができる。
4年次	前期	・「教育実習Ⅰ（中・高）」「教育実習Ⅱ（中・高）」を通じて、これまでに学んできた理論を踏まえ、教職に必要な実践力を身に付ける。 ・「教育実習事前事後指導（中・高）」により、教育実習の内容を踏まえ、保健体育科教育の実践に関する各自の問題意識を明確にし、課題解決に向けた研究姿勢を身に付ける。
	後期	・「教職実践演習（小・中・高）」において、教職課程を通じて中学校教員としての資質・能力が身に付いたか、総合的に自己分析を行い、不足している資質・能力を補うための方策を考え、より良い中学校教員を目指すために、不断に学び続ける姿勢を養う。

様式第7号ウ（教諭）

<こどもスポーツ教育学科>（認定課程：高一種免（保健体育））

（2）具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称				
		各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等	教科に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期					
1年次	前期	教職論	体操（体づくり運動を含む。）		現代国家と法（日本国憲法）	
			陸上競技A			
			スポーツ運動学（運動方法学を含む。）			
			解剖生理学			
			衛生学及び公衆衛生学			
			救急処置			
	後期	教育原論	スポーツ心理学		情報処理演習Ⅰ	
			スポーツ社会学			
			スポーツ生理学			
2年次	前期	保健体育科教育法Ⅰ	水泳		英語コミュニケーションⅠ	
		教育心理学	ハンドボール		情報処理演習Ⅱ	
		教育制度論	器械運動			
		特別支援教育概論				
	後期	保健体育科教育法Ⅱ	バレーボール		英語コミュニケーションⅡ	学校体育指導演習
		教育課程論	剣道			
		教育相談	学校体育のマネジメント			
			精神保健			
3年次	前期	保健体育科教育法Ⅲ	ソフトボール・野球		体カトレーニング論	キャリアデザインⅠ
		特別活動・総合的な学習の時間指導法	学校保健Ⅰ（学校安全を含む。）			器械運動指導法（体づくり運動を含む。）
		生徒・進路指導論				
	後期	保健体育科教育法Ⅳ	テニス			キャリアデザインⅡ
		教育方法論（情報通信技術の活用を含む。）	学校保健Ⅱ（小児保健を含む。）			武道指導法
4年次	前期					
	後期	教職実践演習（小・中・高）				
	集中	教育実習Ⅰ（中・高）				
	通年	教育実習事前事後指導（中・高）				

様式第7号ウ

＜スポーツ学科＞（認定課程：養教一種免）

(1) 各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	・「現代国家と法（日本国憲法）」を通じて、人権および憲法に関する一般教養を学び、教育を受ける権利、人権に関する各種事項について教員に必要な基礎知識を学ぶ。 ・「教職論」を通じて、教師の意義および役割について学ぶとともに、教師としてのあり方について理解する。 ・「養護概説」において、養護教諭の職務内容の変遷を理解するとともに、養護教諭に必要な資質能力など養護教諭の活動を基に教育実践全般において理解する。 ・「解剖生理学」において、人体の構造や機能等について学び、効率の良いスポーツ活動を行うために必要となる基礎的な知識を身に付ける。 ・「救急処置」において、学校現場で発生した傷病に対する処置等について、病状や状況の判断に必要な知識と、各症状に対する救急処置、さらには救急時の適切な指導を理解する。
	後期	・情報機器の操作に係る基礎科目を通して、引き続き、教員に必要な基礎知識を学ぶ。 ・「教育原論」において、教育の必要性や目的・理念、歴史等に関して基本的事項を理解する。 ・「予防医学」を通して、学校現場における健康と疾病との関係性、また、集団を取り巻く環境変化による健康への影響について学ぶとともに、健康を保持増進させるための疾病の早期発見・早期治療について理解を深める。
2年次	前期	・外国語コミュニケーション、情報機器の操作に係る基礎科目を通して、引き続き、教員に必要な基礎知識を学ぶ。 ・「教育制度論」において、教育を受ける意義や、学校制度の仕組みを理解する。また、家庭、地域、学校の連携を理解するとともに、学校管理下で発生する事件、事故および災害に対する危機管理や事故対応を含む学校安全を理解する。 ・「特別支援教育概論」を通して、様々な障害や貧困等により支援が必要な児童・生徒が学習意欲・達成感を持ちながら学び、生きる力を身につけられるように学習上・教育上の困難を理解するとともに、支援のあり方について学ぶ。 ・「臨床医学」を通して、学校現場で求められる臨床医学に裏づけられた幅広い知識と技能を身に付ける。
	後期	・外国語コミュニケーションの基礎科目を通して、国際通用語としての英語を用い、最低限教員に求められる英語コミュニケーションの基礎を学ぶ。 ・「バレーボール」等を通して、目的に合った基本的な運動や競技の指導力を身に付けるとともに、教員としての実践力を高める。 ・「教育課程論」をとおして、小学校等において編成される教育課程について、その意義や編成の方法を理解するとともに、カリキュラムマネジメントの意義を理解する。 ・「教育相談」を通して、発達段階に応じたカウンセリング技法を理解し、カウンセリングを行ううえでの基礎的な知識を身につける。 ・「学校保健Ⅰ（学校安全を含む。）」において、「学校保健」および「学校安全」の性格を理解しつつ、「学校保健活動」の実践を計画することができる。 ・「健康相談活動」を通して、児童、生徒の心の健康問題の発見や解決、いじめや不登校など心の健康問題との関わりが指摘されており、予防措置などに対応できる能力を身に付ける。 ・「精神保健」において、心の仕組みの基礎を学び、現代社会に生きる子どもの精神保健を理解するための基礎知識とその背景となる臨床心理学についての理解を深める。 ・「道徳・特別活動教育論（総合的な学習の時間を含む。）」を通して、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の3つの視点と他の教員、地域や関係諸機関と連携した「チーム学校」の視点をもち、特別活動の特質を踏まえた素養を理解する。また、教科外教育における養護教諭のあり方について理解するとともに、実践的指導法を身に付ける。
3年次	前期	・「体力トレーニング論」を通して、体力の向上を目指したトレーニングの基礎的知識を学ぶとともに、実際のトレーニング状況を想定し、トレーニングメニューを作成する上での必要な基礎的能力を養う。 ・「生徒指導論」において、教育活動全体を通じ行われる生徒指導に必要な知識・技術を知り、他の教職員や関係機関と連携しながら組織的に実施することの重要性を理解する。 ・「学校保健Ⅱ（小児保健を含む。）」において、「学校保健」および「小児保健」の性格を理解しつつ、「学校保健活動」の実践を計画することができる。 ・「看護学実習Ⅰ」および「看護学実習Ⅱ」において、基礎看護技術を身に付け、同時に患者役の体験を通して、援助を受ける人の気持ちを理解し、よりよい援助方法について考えを深める。 ・教職課程の科目ではないものの、「キャリアデザインⅠ」を通じて、職業としての教員の意義等を理解するとともに、教員以外の職業について理解し説明することができるようになる。
	後期	・「教育方法論（養護）」において、教育の実施の方法および技術を理解するとともに、教育の方法・技術を高めるため、教材および情報機器等の基礎的な知識・技能を身につける。 ・「臨床実習Ⅰ」「臨床実習Ⅱ」において、臨床における看護活動の見学等や体験を通して、養護教諭およびコメディカルスタッフに必要な能力を養うとともに、基礎的な看護技術を身に付ける。
4年次	前期	・「養護実習」を通じて、これまでに学んできた理論を踏まえ、教職に必要な実践力を身に付ける。 ・「事前事後指導（養護）」により、養護実習の内容を踏まえ、養護教諭としての実践に関する各自の問題意識を明確にし、課題解決に向けた研究姿勢を身に付ける。
	後期	・「教職実践演習（養護）」において、教職課程を通じて養護教諭としての資質・能力が身に付いたか、総合的に自己分析を行い、不足している資質・能力を補うための方策を考え、より良い養護教諭を目指すために、不断に学び続ける姿勢を養う。

様式第7号ウ（養護）

<スポーツ学科>（認定課程：養教一種免）

（2）具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称				
年次	時期	教育の基礎的理解に関する科目等	養護に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目
1年次	前期	教職論	衛生学及び公衆衛生学		現代国家と法（日本国憲法）	
			養護概説			
			解剖生理学			
			救急処置			
	後期	教育原論	予防医学		情報処理演習Ⅰ	
			看護学Ⅰ			
2年次	前期	教育制度論			英語コミュニケーションⅠ	臨床医学
		教育心理学			情報処理演習Ⅱ	
		特別支援教育概論				
	後期	教育課程論	学校保健Ⅰ（学校安全を含む。）		英語コミュニケーションⅡ	
		道徳・特別活動教育論（総合的な学習の時間を含む。）	健康相談活動			
		教育相談	栄養学（食品学を含む。）			
			精神保健			
3年次	前期	教育方法論（養護）	学校保健Ⅱ（小児保健を含む。）		体カトレーニング論	キャリアデザインⅠ
		生徒指導論	薬理学			生活習慣病理論
			看護学実習Ⅰ			
			看護学実習Ⅱ			
	後期		臨床実習Ⅰ			キャリアデザインⅡ
			臨床実習Ⅱ			健康栄養指導演習
						学校保健指導演習
4年次	前期	養護実習				
	後期	教職実践演習（養護）				
	通年	事前事後指導（養護）				